

行為の通知書			
			年 月 日
福岡県知事 殿			
通知者 住所			
団体名			
電話番号			
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。			
景観計画の名称	景観計画		
行為の場所	地名・地番	市・郡	町・村 番地
	地域の別	景域の別	の景域・軸・景観形成重点地区
		特定基準の別	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の植栽又は伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
他法令の許可等			
変更の場合	変更箇所		
	変更内容		
※受付年月日	※処理欄		※協議の年月日

（注1） 該当の□内にチェックしてください。

（注2） ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施行方法					
□建築物	用途( )				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		通知部分	既存部分	計
		延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
全体見付面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	高さ	m	m	m	
□工作物	種類又は用途( )				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □撤去 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	高さ	通知部分	既存部分	計	
	m	m	m	m	
□開発行為	開発面積 m <sup>2</sup>				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他( )				
	開発面積 m <sup>2</sup>				
□木竹の植栽又は伐採	□植栽 □伐採				
	面積 m <sup>2</sup>				
□物件の <sup>たい</sup> 堆積	物件の種類( )				
	高さ m				
□水面の埋立て又は干拓	□埋立て □干拓				
	面積 m <sup>2</sup>				
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m <sup>2</sup>		
	□工作物について行う照明	工作物の種類( )			
		工作物の高さ	m		
	照明方法( )				
景観形成のため特に配慮した事項					

## 備考

### 1 添付書類

#### (1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

#### (2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽・伐採、物件の堆積又は水面の埋立て・干拓

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

#### (3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2500 以上)
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法、照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- オ 景観計画において定める重要景観の視点場からの写真及び行為後のモンタージュ又はコンピュータグラフィック

※ 行為の規模が大きいため、上記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

### 2 提出部数

正副3部とする。